

収入印紙  
4万円

# 分割契約書(案)

※分社型吸収分割(承継債務は免責的に債務引受する)の場合の例

▲▲▲▲株式会社(住所 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲。以下「甲」という。)及び▲▲▲▲株式会社(住所 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲。以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(吸収分割)

甲は、甲の営む▲▲▲▲事業に関して有する権利義務を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割(以下「本件分割」という。)を行う。

## 第2条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の、甲の営む▲▲▲▲事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲より承継する。

2 本件分割により甲から乙に移転する債務の全てについて、乙が免責的に債務引受を行うものとする。

## 第3条(本件分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の株式▲▲株を交付する。

## 第4条(増加すべき資本金及び準備金の額等)

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は次のとおりとする。

①増加資本金の額	金▲▲円
②増加資本金準備金の額	▲▲▲▲
③増加利益準備金の額	▲▲▲▲

## 第5条(分割効力発生日)

本件分割の効力発生日(以下「分割効力発生日」という)は、平成▲▲年▲▲月▲▲日とする。但し、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上これを変更することができる。

## 第6条(競業禁止義務)

甲は、分割効力発生日以後、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負う。

## 第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後分割効力発生日に至る迄、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議の上これを行うものとする。

## 第8条(分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後分割効力発生日に至る迄の間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条(本契約の効力)

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合、その効力を失うものとする。

## 第10条(規定外事項)

本契約に規定するもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙協議の上これを決定するものとする。

以上本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙署名又は記押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成▲▲年▲▲月▲▲日

甲

印

乙

印

別紙

## 承継権利義務明細表

<省略>